

毎週月～金曜日 祝日・年末年始を除く

毎月指定日

消費生活相談

相談時間 9時～16時
ところ 市消費生活センター(☎0942-85-3800)

職業相談

相談時間 9時～17時
ところ・予約先 ジョブナビ鳥栖
(市役所南別館1階☎0942-50-0008)

電話による労働相談

相談時間 8時30分～17時15分
電話番号 0952-32-7218(佐賀労働局)

年金相談

相談時間 8時30分～17時15分
ところ・予約先 街角の年金相談センター
(市役所南別館1階☎0570-05-4890)

市民のこころの相談(要予約)

とき 2月18日・25日、いずれも水曜日、
9時30分～11時30分

ところ・予約先 保健センター(☎0942-85-3650)

無料法律相談(弁護士、要予約)

とき 2月5日・12日・19日・26日
いずれも木曜日、13時～15時

ところ・予約先 市役所1階市民協働課
(☎0942-85-3576)

2月の市民相談会

とき		相談内容
4日 (水)	9:30～12:00	人権相談
	9:00～15:00	行政相談
	13:00～15:00	法律相談(司法書士) 土地建物相談※1
18日 (水)	9:00～15:00	行政相談
	10:00～12:00	くらしの手続相談(行政書士)※2
	13:00～15:00	法律相談(司法書士) 土地建物相談※1

※1借地・借家の契約など不動産の相談全般

※2遺言や各種契約書、官公署への提出書類の作成などの相談

ところ 市役所1階市民協働課横相談室

予約先 市民協働課(法律相談のみ
要予約☎0942-85-3576)

賃貸アパート退去時の高額な原状回復費用に注意!



【相談事例】4年前に入居したアパートを先日退去し、後日、管理会社から壁クロスの張替え費用や壁の傷などの修理費用として40万円を請求された。部屋は定期的に掃除して、きれいに使っていた。高額な費用請求に納得できない。(20歳代)

『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』に基づき、賃借人は契約終了後、賃借人の故意、過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗やき損分を復旧することとされています。通常生活の範囲で発生する損傷(壁紙、床面の日焼け、色あせ、細かい傷など)の修繕費用は貸主負担とされています。退去時のトラブルを避けるため、契約時に原状回復費用やクリーニング費用に関する契約書の記載内容をよく確認し、入居時にはキズや汚れを確認して写真やメモで記録に残しましょう。また、国が定めたガイドラインを参考にし、退去時には精算内容をよく確認して納得できない点は貸主側に説明を求めるましょう。

困ったときは、市消費生活センター(☎0942-85-3800、月～金曜日※祝日・年末年始を除く、9時～16時)へ

納期限のお知らせ

今月と来月に納期を迎える税・保険料です

1月の納税【納期限:2月2日(月)】

- 市県民税・森林環境税【4期】
- 国民健康保険税【8期】
- 後期高齢者医療保険料【7期】
- 介護保険料【8期】

2月の納税【納期限:3月2日(月)】

- 固定資産税【4期】
- 国民健康保険税【9期】
- 後期高齢者医療保険料【8期】
- 介護保険料【9期】

※納税は、安全・便利・確実な口座振替で!

詳しくは税務課(☎0942-85-3587)へ。

介護保険料は鳥栖地区広域市町村圏組合(☎0942-85-3637)へ。



外壁塗装・防水工事ならお任せください！ 現地調査-お見積り無料！

広告

before

人気色
after

豊富な知識と経験で、高品質・低価格！

30坪

49.8万円

安心と信頼の SHINRAI

鳥栖市幸津町1948-12

0942-50-9863

詳しくはホームページをご覧下さい！

シンライ

検索



ID

「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。

市報

2026.2 22